

○ 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 略」</p> <p>第六章 廃業及び解散（第二十五条―第二十七条の二）</p> <p>「第七章・第七章の二 略」</p> <p>第八章 株主</p> <p>「第一節・第二節 略」</p> <p>第三節 銀行持株会社に係る特例</p> <p>第一款 通則（第三十四条の十一―第三十四条の十四の二）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十四の三―第三十四条の二十三の二）</p> <p>「第三款～第五款 略」</p> <p>「第八章の二～第九章 略」</p> <p>附則</p>	<p>目次</p> <p>「第一章～第五章 同上」</p> <p>第六章 廃業及び解散（第二十五条―第二十七条）</p> <p>「第七章・第七章の二 同上」</p> <p>第八章 「同上」</p> <p>「第一節・第二節 同上」</p> <p>第三節 「同上」</p> <p>第一款 通則（第三十四条の十一―第三十四条の十四）</p> <p>第二款 業務及び子会社等（第三十四条の十四の二―第三十四条の二十三の二）</p> <p>「第三款～第五款 同上」</p> <p>「第八章の二～第九章 同上」</p> <p>附則</p>

(総資産の額等)

第一条の三の二 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表(当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表)による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日(当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日)後ににおいて会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、株式交付、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。

〔2・3 略〕

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第七条の二 法第七条の二第二項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 〔略〕

(総資産の額等)

第一条の三の二 法第二条第十二項に規定する内閣府令で定める方法による資産の合計金額は、会社の最終の貸借対照表(当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日における貸借対照表)による資産の合計金額とし、当該貸借対照表に係る事業年度終了の日(当該会社の設立後最初の事業年度が終了していない場合にあつては、当該会社の成立の日)後ににおいて会社法(平成十七年法律第八十六号)第九十九条第一項に規定する募集株式の発行、新株予約権の行使による株式の交付、社債の発行、株式交換、合併、会社分割、事業の譲受け、事業の譲渡その他当該会社の資産に重要な変更があつた場合には、これらによる総資産の額の変動を加え、又は除いた額とする。

〔2・3 同上〕

〔条を加える。〕

(銀行の子会社の範囲等)

第十七条の三 〔同上〕

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは

、次に掲げるものとする。

〔一〇十四の二 略〕

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換

、株式移転若しくは株式交付に関する相談に応じ、又はこれらに
関し仲介を行う業務

〔十五〇三十九 略〕

〔三〇九 略〕

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第十七条の五 銀行は、子会社対象銀行等（法第十六条の二第七項に
規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十二号の三に掲げ
る会社（以下この章及び第五章並びに第三十五条第一項において「
銀行業高度化等会社」という。）を除く。以下この条において同じ
。）を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請
書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならな
い。

一 〔略〕

二 当該銀行に関する次に掲げる書面

〔イ〇ハ 略〕

二〥 株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、
次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する

2 〔同上〕

〔一〇十四の二 同上〕

十四の三 他の事業者の事業の譲渡、合併、会社の分割、株式交換
若しくは株式移転に関する相談に応じ、又はこれらに関し仲介を
行う業務

〔十五〇三十九 同上〕

〔三〇九 同上〕

（子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等）

第十七条の五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

書面

- (2) 株式交付計画の内容を記載した書面
- (3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〇六 略〕

〔二〇六 略〕

(銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第十七条の五の二 銀行は、当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該銀行に関する次に掲げる書面

〔イ〇ハ 略〕

二 株式交付により当該銀行若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

- (1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

- (2) 株式交付計画の内容を記載した書面

〔三〇六 同上〕

〔二〇六 同上〕

(銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第十七条の五の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

(3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〇六 略〕

〔2〃5 略〕

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第二十七条の二 法第四十四条第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(心身の故障のため職務を適正に執行することができない者)

第三十四条の十四の二 法第五十二条の十九第三項第一号に規定する内閣府令で定める者は、精神の機能の障害のため職務を適正に執行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

(銀行持株会社による銀行持株会社グループの経営管理の内容等)

第三十四条の十四の三 〔略〕

(銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務)

第三十四条の十四の四 法第五十二条の二十一の二第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる業務とする。

一 〔略〕

〔三〇六 同上〕

〔2〃5 同上〕

〔条を加える。〕

〔条を加える。〕

(銀行持株会社による銀行持株会社グループの経営管理の内容等)

第三十四条の十四の二 〔同上〕

(銀行持株会社が行うことができるグループに属する会社の業務)

第三十四条の十四の三 〔同上〕

一 〔同上〕

二 当該銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転、株式交付又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務
〔三十七 略〕

第三十四条の十四の五〔第三十四条の十四の七〕 [略]

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)
第三十四条の十九 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三第六項の規定による子会社対象銀行等(同項に規定する子会社対象銀行等をいい、同条第一項第十一号の三に掲げる会社(以下この節及び第三十五条第三項において「銀行業高度化等会社」という。)を除く。以下この条において同じ。)を子会社とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 [略]

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

〔イ〕ハ 略〕

二 株式交付により子会社対象銀行等を子会社とする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

二 当該銀行持株会社グループに属する会社のために事業の譲渡若しくは譲受け、合併、会社の分割、株式交換、株式移転又は株式等の譲渡若しくは取得に関する交渉を行う業務
〔三十七 同上〕

第三十四条の十四の四〔第三十四条の十四の六〕 [同上]

(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可の申請等)
第三十四条の十九 [同上]

一 [同上]

二 [同上]

〔イ〕ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

(3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〇六 略〕

〔二〇六 略〕

(銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第三十四条の十九の二 銀行持株会社は、当該銀行持株会社若しくは

その子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数(法第五十二条の二十四第一項に規定する基準議決権数をいう。以下この条において同じ。)を超えて取得し、若しくは保有すること又は外国の銀行業高度化等会社を子会社とすることについての認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

〔イ・ロ 略〕

ハ 株式交付により当該銀行持株会社若しくはその子会社が合算して銀行業高度化等会社の議決権をその基準議決権数を超えて取得し、若しくは保有しようとする場合又は外国の銀行業高度化等会社を子会社としようとする場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

〔三〇六 同上〕

〔二〇六 同上〕

(銀行業高度化等会社を子会社とすること等についての認可の申請等)

第三十四条の十九の二 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ・ロ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

(3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〇六 略〕

〔二〇五 略〕

(特例子会社対象会社を特株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九の五 銀行持株会社は、法第五十二条の二十三の二

第三項の規定による特例子会社対象会社（同条第一項に規定する特例子会社対象会社をいう。以下この条において同じ。）を特株特定子会社（同条第一項に規定する特株特定子会社をいう。以下この条及び次条において同じ。）とすることの認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 〔略〕

二 当該銀行持株会社に関する次に掲げる書面

〔イ〇ハ 略〕

三 株式交付により特例子会社対象会社を特株特定子会社とする

場合には、次に掲げる書面

(1) 株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

(2) 株式交付計画の内容を記載した書面

(3) 株式交付費用を記載した書面

〔三〇五 略〕

〔三〇六 同上〕

〔二〇五 同上〕

(特例子会社対象会社を特株特定子会社とすることについての認可の申請等)

第三十四条の十九の五 〔同上〕

一 〔同上〕

二 〔同上〕

〔イ〇ハ 同上〕

〔号の細分を加える。〕

〔三〇五 同上〕

〔2
〕
4
略
〕

〔2
〕
4
同上
〕

別紙様式第9号 (第20条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 事業報告
 (年 月 日まで)

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 この様式中の表及び各項目の「記載上の注意」に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくても差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えない。

4 金融商品取引法に基づき有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。

5～7 [略]

1 当行の現況に関する事項

(1) [略]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
[略]				
経常利益 (又は経常損失)				
当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

(記載上の注意)

[1～8 略]

別紙様式第9号 (第20条第1項関係)

第 期 (年 月 日から) 事業報告
 (年 月 日まで)

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[加える。]

3～5 [同左]

1 当行の現況に関する事項

(1) [同左]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
[同左]				
経常利益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

(記載上の注意)

[1～8 同左]

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

〔表略〕

(記載上の注意)

〔1～6 略〕

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
〔略〕				
経常利益 (又は経常損失)				
当期純利益 (又は当期純損失)				
〔略〕				

(記載上の注意)

〔1～8 略〕

(3) 使用人の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

	当年度	末年度
使用人数		
平均年齢		
平均勤続年数		
平均給与月額		千円

	当年度		末年度	
	〇〇部門	△△部門	〇〇部門	△△部門
使用人数	人	人	人	人

(記載上の注意)

〔1・2 略〕

〔企業集団の状況について記載する場合〕

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

〔同左〕

(記載上の注意)

〔1～6 同左〕

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
〔同左〕				
経常利益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
〔同左〕				

(記載上の注意)

〔1～8 同左〕

(3) 使用人の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

	当年度	末年度	前年度	前年度
使用人数				
平均年齢				
平均勤続年数				
平均給与月額		千円		千円

	当年度		前年度		前年度	
	〇〇部門	△△部門	〇〇部門	△△部門	〇〇部門	△△部門
使用人数	人	人	人	人	人	人

(記載上の注意)

〔1・2 同左〕

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当	年	度	末
	銀行業	・・・	事業	人
使用人数	人			人

(記載上の注意)

〔1～3 略〕

(4) 営業所等の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

イ 営業所数	当	年	度	末
	店	うち出張所		
	()	()
	()	()
	()	()
	()	()
国内計	()	()
	()	()
	()	()
海外計	()	()
合	()	()

ロ 当年度新設営業所

〔表略〕

(記載上の注意)

- 1 〔略〕
- 2 〔営業所数〕については、適宜地区別に区分して記載すること。
〔3・4 略〕
〔ハ・ニ 略〕

〔企業集団の状況について記載する場合〕

	当	年	度	末	前	年	度	末
	銀行業	・・・	事業	人	銀行業	・・・	事業	人
使用人数	人			人	人			人

(記載上の注意)

〔1～3 同左〕

(4) 営業所等の状況

〔銀行の状況について記載する場合〕

イ 営業所数の推移	当	年	度	末	前	年	度	末
	店	うち出張所			店	うち出張所		
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
国内計	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
海外計	()	()	()	()
合	()	()	()	()

ロ 当年度新設営業所

〔同左〕

(記載上の注意)

- 1 〔同左〕
- 2 〔営業所数の推移〕については、適宜地区別に区分して記載すること。
〔3・4 同左〕
〔ハ・ニ 同左〕

〔企業集団の状況について記載する場合〕

〔イ・ロ 略〕

(記載上の注意)

- 1 〔略〕
- 2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。
 - ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。）

〔②・③ 略〕

(5) 〔略〕

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
			百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
			百万円	%	

〔企業集団の状況について記載する場合〕

〔イ・ロ 同左〕

(記載上の注意)

- 1 〔同左〕
- 2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。
 - ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。なお、前年度末の営業所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。（当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。）

〔②・③ 同左〕

(5) 〔同左〕

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

1 [略]

2 銀行と親会社との間に銀行の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ 親会社の状況」中の「その他」に記載すること。

3 [略]

(7) 事業譲渡等の状況

[表略]

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

[1・2 略]

3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）の取得又は処分のうち重要なもの

4 [略]

(8) [略]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[表略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[削る。]

(記載上の注意)

1 [同左]

[加える。]

2 [同左]

(7) 事業譲渡等の状況

[同左]

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

[1・2 同左]

3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

4 [同左]

(8) [同左]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

8 事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

9 [同左]

8 [略]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

- 1 [略]
- 2 取締役 (監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額 (当該報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等 (会社法施行規則第 98 条の 5 第 2 号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。)) 又は非金銭報酬等 (会社法施行規則第 98 条の 5 第 3 号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。)) である場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及び業績連動報酬等以外の報酬等の総額。) 及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。
- 3 報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。
 - ① 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標 (会社法施行規則第 98 条の 5 第 2 号に規定する業績指標をいう。以下同じ。) の内容及び当該業績指標を選定した理由
 - ② 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
 - ③ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標の数値
- 4 報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。
- 5 報酬以外の金額 (非金銭報酬等を除く) については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
- 6 [略]
- 7 会社役員の報酬等についての定款の定め又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の人数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

- 1 [同左]
 - 2 取締役 (監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。
- [加える。]
- 3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。
 - 4 [同左]
 - 5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

を要しない。

8 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

9 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めるときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除き、指名委員会等設置会社にあつては、会社法404条第2項第1号に規定する執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由を記載すること。

10 各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（9に規定する方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならぬもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。

11 取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び担当、委任された権限、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

(3) 責任限定契約

〔表略〕

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員職務の適正性

6 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

7 各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。

〔加える。〕

〔加える。〕

(3) 責任限定契約

〔同左〕

（記載上の注意）

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員職務の適正性が損な

が損なわれなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 補償契約とは、会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する契約をいう。以下同じ。
- 2 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。
- 3 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要 (当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた役員 (取締役、監査役又は執行役) に限り、当該事業年度前に退任した者を含む。) のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

われなくするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。

【加える。】

- ① 当該補償契約に基づいて当該会社役員に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号の費用を補償した銀行が、当該事業年度において、同号の職務の執行に関し、当該会社役員に責任があること又は当該会社役員が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨
- ② 当該事業年度において、銀行が当該会社役員に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号の損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

会社役員の氏名又は名称	被保険者の範囲	契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約 (会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する保険契約をいう。) を締結している場合に、該当事項を記載すること。
 - 2 「契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の概要 (被保険者によって実質的に保険料が負担されている場合にあつては、その負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である銀行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。
- 3 社外役員に関する事項
(記載上の注意)
- [略]
- (1) [略]
 - (2) 社外役員の主な活動状況
[表略]
(記載上の注意)

[加える。]

- 3 社外役員に関する事項
(記載上の注意)
- [同左]
- (1) [同左]
 - (2) 社外役員の主な活動状況
[同左]
(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

①・② 略]

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 (①及び②に掲げる事項を除く。)

(3) 社外役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

[1～3 略]

4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [略]

(4) [略]

4 当行の株式に関する事項

[(1)～(3) 略]

(4) 役員保有株式

	株式を有する者の人数	株式の種類及び種類ごとの数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む。)		
社外取締役 (監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。)		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

①・② 同左]

[加える。]

(3) 社外役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

[1～3 同左]

4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [同左]

(4) [同左]

4 当行の株式に関する事項

[(1)～(3) 同左]

[加える。]

当該事業年度中に銀行の会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。）に対して当行が交付した当行の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した銀行の株式を含む。）がある場合には、株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式を有する者の人数を記載すること。

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
 [表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 新株予約権等は、銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに銀行が交付したものを含む。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

(1) [略]

(2) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名	補償契約の内容の概要

5 当行の新株予約権等に関する事項

(1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
 [同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

(1) [同左]

(2) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

[加える。]

(記載上の注意)

- 1 銀行が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計監査人は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人（当該事業年度前に退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 当該補償契約に基づいて当該会計監査人に対して会社法第430条の2第1項第1号の費用を補償した銀行が、当該事業年度において、同号の職務の執行に関し、当該会計監査人に責任があること又は当該会計監査人が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨
 - ② 当該事業年度において、銀行が当該会計監査人に対して会社法第430条の2第1項第2号の損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

4 〔略〕
〔7～10 略〕

3 〔同左〕
〔7～10 同左〕

11 会計参与に関する事項

① 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容 (当該契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) の概要を記載すること。

② 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

会計参与の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

1 銀行が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要 (当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計参与の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

1 会計参与は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与 (当該事業年度前に退任した者を含む。) のうち、該当事項のある者

11 会計参与に関する事項

[加える。]

[同左]

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容 (当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) の概要を記載すること。

[加える。]

を記載すること。

2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該補償契約に基づいて当該会計参与に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号の費用を補償した銀行が、当該事業年度において、同号の職務の執行に関し、当該会計参与に責任があること又は当該会計参与が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨
- ② 当該事業年度において、銀行が当該会計参与に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号の損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

12 [略]

別紙様式第 9 号の 2 (第 20 条第 1 項関係)

第 期 (年 月 日から) 事業報告
年 月 日まで

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 この様式中の表及び各項目の「記載上の注意」に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくて差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えない。

4 金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。

5～7 [略]

1 当行の現況に関する事項

(1) [略]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位：百万円)

12 [同左]

別紙様式第 9 号の 2 (第 20 条第 1 項関係)

第 期 (年 月 日から) 事業報告
年 月 日まで

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

[加える。]

3～5 [同左]

1 当行の現況に関する事項

(1) [同左]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行の状況について記載する場合]

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
[略]				
経常利益 (又は経常損失)				
当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

(記載上の注意)

[1～9 略]

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	年度	年度	年度	年度
[略]				
経常利益 (又は経常損失)				
当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

(記載上の注意)

[1～9 略]

(3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

	当年度	末年度
使用人数		

	年度	年度	年度	年度
[同左]				
経常利益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

(記載上の注意)

[1～9 同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

ロ 当行の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	年度	年度	年度	年度
[同左]				
経常利益 (又は経常損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

(記載上の注意)

[1～9 同左]

(3) 使用人の状況

[銀行の状況について記載する場合]

	当年度	末年度	前年度	末年度
使用人数				

平均年齢	年	月
平均勤続年数	年	月
平均給与月額	千円	

当年度末	〇〇部門	△△部門
	人	人
使用人数	人	

(記載上の注意)

[1・2 略]

[企業集団の状況について記載する場合]

当年度末	銀行業	・・・事業
	人	人
使用人数	人	

(記載上の注意)

[1～3 略]

(4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

イ 営業所数	当年度末	店	うち出張所	末
		()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
国内計	()	()	()	()
海外計	()	()	()	()
合計	()	()	()	()

平均年齢	年	月	年	月
平均勤続年数	年	月	年	月
平均給与月額	千円		千円	

当年度末	〇〇部門	△△部門	〇〇部門	△△部門
	人	人	人	人
使用人数	人			

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

当年度末	銀行業	・・・事業	銀行業	・・・事業
	人	人	人	人
使用人数	人			

(記載上の注意)

[1～3 同左]

(4) 営業所等の状況

[銀行の状況について記載する場合]

イ 営業所数の推移	当年度末	店	うち出張所	前年度末
		()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
	()	()	()	()
国内計	()	()	()	()
海外計	()	()	()	()
合計	()	()	()	()

ロ 当年度新設営業所

【表略】

(記載上の注意)

- 1 【略】
- 2 「営業所数」については、適宜地区別に区分して記載すること。
[3・4 略]
[ハ・ニ 略]

【企業集団の状況について記載する場合】

【イ・ロ 略】

(記載上の注意)

- 1 【略】
- 2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。
 - ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。)

【②・③ 略】

(5) 【略】

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
			百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当行	その他

ロ 当年度新設営業所

【同左】

(記載上の注意)

- 1 【同左】
- 2 「営業所数の推移」については、適宜地区別に区分して記載すること。
[3・4 同左]
[ハ・ニ 同左]

【企業集団の状況について記載する場合】

【イ・ロ 同左】

(記載上の注意)

- 1 【同左】
- 2 銀行業の記載にあたっては、以下のとおり記載すること。
 - ① 当該銀行の営む主要な営業所及び営業所数を記載すること。なお、前年度末の営業所数についても区分ごとに括弧書で記載すること。(当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が銀行代理業を営む営業所又は事務所を除く。)

【②・③ 同左】

(5) 【同左】

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行の議決権比率	その他
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当行	その他

		の議決 権比率	
	百万円	%	

(記載上の注意)

1 [略]

2 銀行と親会社との間に銀行の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ 親会社の状況」中の「その他」に記載すること。

3 [略]

(7) 事業譲渡等の状況

[表略]

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

[1・2 略]

3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）の取得又は処分のうち重要なもの

4 [略]

(8) [略]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[表略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[判る。]

		の議決 権比率	
	百万円	%	

(記載上の注意)

1 [同左]

[加える。]

2 [同左]

(7) 事業譲渡等の状況

[同左]

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

[1・2 同左]

3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

4 [同左]

(8) [同左]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

8 事業年度の末日において監査役会設置会社であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を

8 [略]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 取締役 (監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額 (当該報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等 (会社法施行規則第 98 条の 5 第 2 号に規定する業績連動報酬等という。以下同じ。)) 又は非金銭報酬等 (会社法施行規則第 98 条の 5 第 3 号に規定する非金銭報酬等という。以下同じ。)) である場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及び業績連動報酬等以外の報酬等の総額。) 及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。

3 報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。

- ① 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標 (会社法施行規則第 98 条の 5 第 2 号に規定する業績指標をいう。以下同じ。) の内容及び当該業績指標を選定した理由
 - ② 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法
 - ③ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標の数値
- 4 報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。

5 報酬以外の金額 (非金銭報酬等を除く) については、その金額を「報酬

内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に応じて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

9 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 取締役 (監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役)、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第 121 条第 4 号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第 5 号に規定する報酬等についても記載すること。

[加える。]

[加える。]

3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書する

等」の欄に括弧内書すること。

6 [略]

7 会社役員報酬等についての定款又は株主総会の決議による定めがある場合には、当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の数を欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

8 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

9 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めるときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除き、指名委員会等設置会社にあつては、会社法404条第2項第1号に規定する執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由を記載すること。

10 各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（9に規定する方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。

11 取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び担当、委任された権限、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、

こと。

4 [同左]

5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

6 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

7 各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない銀行については、記載を省略することができる。

[加える。]

[加える。]

記載を要しない。

(3) 責任限定契約

〔表略〕

(記載上の注意)

会社役員 (取締役又は監査役に限る。) と銀行との間で責任限定契約 (会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。) を締結しているときは、当該契約の内容の概要 (当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないうようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 補償契約とは、会社法第 430 条の 2 第 1 項に規定する契約をいう。以下同じ。
- 2 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。
- 3 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要 (当該補償契約によって当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(3) 責任限定契約

〔同左〕

(記載上の注意)

会社役員 (取締役又は監査役に限る。) と銀行との間で責任限定契約 (会社法第 427 条第 1 項の契約をいう。以下同じ。) を締結しているときは、当該契約の内容の概要 (当該契約によって当該会社役員の職務の適正性が損なわれないうようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。
〔加える。〕

(記載上の注意)

- 1 会社役員は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた役員(取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度前に退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該補償契約に基づいて当該会社役員に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号の費用を補償した銀行が、当該事業年度において、同号の職務の執行に関し、当該会社役員に責任があること又は当該会社役員が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨
- ② 当該事業年度において、銀行が当該会社役員に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号の損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

会社役員の氏名又は名称	被保険者の範囲	契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約(会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する保険契約をいう。)を締結している場合に、該当事項を記載すること。

- 2 「契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の概要(被保険者によって実質的に保険料が負担されている場合にあつては、その負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である銀行の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないうようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

[加える。]

3 社外役員に関する事項
(記載上の注意)

[略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

〔①・② 略〕

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 (①及び②に掲げる事項を除く。)

(3) 社外役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

〔1～3 略〕

4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [略]

(4) [略]

4 当行の株式に関する事項
〔(1)～(3) 略〕

④ 役員保有株式

取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む。)	株式を有する者の人数	株式の種類及び種類ごとの数

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

〔①・② 同左〕

[加える。]

(3) 社外役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

〔1～3 同左〕

4 銀行の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [同左]

(4) [同左]

4 当行の株式に関する事項
〔(1)～(3) 同左〕
[加える。]

社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

（記載上の注意）

当該事業年度中に銀行の会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。）に対して当行が交付した当行の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した銀行の株式を含む。）がある場合には、株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式を有する者の人数を記載すること。

5 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
 [表略]
 （記載上の注意）

1 [略]

- 2 新株予約権等は、銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限る、銀行が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに銀行が交付したものを含む。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

- (1) [略]
 (2) 責任限定契約
 [表略]
 （記載上の注意）
 会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約に

5 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
 [同左]
 （記載上の注意）

1 [同左]

- 2 銀行が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 14 号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

- (1) [同左]
 (2) 責任限定契約
 [表略]
 （記載上の注意）
 会計監査人と銀行との間で締結している責任限定契約の内容（当該契約に

よって当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) の概要を記載すること。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

1 銀行が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要 (当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

1 会計監査人(は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人 (当該事業年度前に退任した者を含む。) のうち、該当事項のある者を記載すること。

2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該補償契約に基づいて当該会計監査人に対して会社法第 430 条の
- 2 第 1 項第 1 号の費用を補償した銀行が、当該事業年度において、同

よつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。) の概要を記載すること。

[加える。]

号の職務の執行に関し、当該会計監査人に責任があること又は当該会計監査人が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨

② 当該事業年度において、銀行が当該会計監査人に対して会社法第430条の2第1項第2号の損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(4) [略]
[7～10 略]

11 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(2) 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

会計参与の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

1 銀行が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

(3) [同左]

[7～10 同左]

11 会計参与に関する事項

[加える。]

[同左]

(記載上の注意)

会計参与と銀行との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容(当該契約によつて当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。
[加える。]

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計参与の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計参与は、銀行との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与（当該事業年度前に退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該補償契約に基づいて当該会計参与に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号の費用を補償した銀行が、当該事業年度において、同号の職務の執行に関し、当該会計参与に責任があること又は当該会計参与が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨
- ② 当該事業年度において、銀行が当該会計参与に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号の損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

12 [略]

別紙様式第 14 号 (第 34 条の 28 第 1 項関係)

第 期 (年 月 日から) 事業報告
年 月 日まで

(記載上の注意)

[1・2 略]

3 この様式中の表及び各項目の「記載上の注意」に定める内容が含まれていれば、適宜欄を追加してその他関連内容を記載し、又は様式中の表の形式によらなくても差し支えない。また、様式で規定する項目の記載順序を変更することや、異なる項目を一つの項目にまとめて記載しても差し支えないことができる。

12 [同左]

別紙様式第 14 号 (第 34 条の 28 第 1 項関係)

第 期 (年 月 日から) 事業報告
年 月 日まで

(記載上の注意)

[1・2 同左]

[加える。]

4 金融商品取引法に基づく有価証券報告書の記載項目と類似・関連する項目について、実質的に同一の内容と解される場合には、有価証券報告書で規定されている用語を用いても差し支えない。

5～7 [略]

1 当社の現況に関する事項

(1) [略]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(単位：百万円)

[略]	年度	年度	年度	年度
当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

(記載上の注意)

[1～5 略]

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

[表略]

(記載上の注意)

[1～6 略]

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

[略]	年度	年度	年度	年度
当期純利益 (又は当期純損失)				
[略]				

(記載上の注意)

[1～5 略]

(3) 使用人の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

[加える。]

3～5 [同左]

1 当社の現況に関する事項

(1) [同左]

(2) 財産及び損益の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

(単位：億円)

[同左]	年度	年度	年度	年度
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

[同左]

(記載上の注意)

[1～6 同左]

ロ 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

[同左]	年度	年度	年度	年度
当期純利益 (又は当期純損失)	百万円	百万円	百万円	百万円
[同左]				

(記載上の注意)

[1～5 同左]

(3) 使用人の状況

[銀行持株会社の状況について記載する場合]

使用人数	人
平均年齢	年月
平均勤続年数	年月
平均給与月額	千円

(記載上の注意)

[略]

[企業集団の状況について記載する場合]

	当	年度	末
	銀行業	・・・事業	人
使用人数	人	人	人

(記載上の注意)

[1～3 略]

[4]・[5] 略]

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
			百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
			百万円	%	

使用人数	人
平均年齢	年月
平均勤続年数	年月
平均給与月額	千円

(記載上の注意)

[同左]

[企業集団の状況について記載する場合]

	当	年度	末前	年度	末
	銀行業	・・・事業	銀行業	・・・事業	人
使用人数	人	人	人	人	人

(記載上の注意)

[1～3 同左]

[4]・[5] 同左]

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
				百万円	%	

ロ 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	親会社が有する当社の議決権比率	その他
				百万円	%	

(記載上の注意)

1 [略]

2 銀行持株会社と親会社との間に銀行持株会社の重要な財務及び事業の方針に関する契約等が存在する場合には、その内容の概要を「イ 親会社の状況」中の「その他」に記載すること。

3 [略]

(7) [略]

(8) 事業譲渡等の状況

[表略]

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

[1・2 略]

3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。
以下同じ。）の取得又は処分のうち重要なもの

4 [略]

(9) [略]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[表略]

(記載上の注意)

[1～7 略]

[削る。]

(記載上の注意)

1 [同左]

[加える。]

2 [同左]

(7) [同左]

(8) 事業譲渡等の状況

[同左]

(記載上の注意)

次に掲げる事項について記載すること。

[1・2 同左]

3 他の会社（外国会社を含む。）の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分のうち重要なもの

4 [同左]

(9) [同左]

2 会社役員（取締役、会計参与、監査役及び執行役）に関する事項

(1) 会社役員の状態

[同左]

(記載上の注意)

[1～7 同左]

8 事業年度の末日において監査役会設置会社（大会社（会社法第2条第6号に規定する大会社をいう。）に限る。）であつて、金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないものが、社外取締役を置いていない場合には、社外取締役を置くことが相当でない理由を欄外に記載すること。

なお、社外取締役を置くことが相当でない理由については、当該事業年度における事情に依りて記載することとし、社外監査役が二人以上あることのみをもつて当該理由とすることはできない。

9 [同左]

(2) 会社役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。

[加える。]

[加える。]

3 報酬以外の金額については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。

4 [同左]

5 会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記

8 [略]

(2) 会社役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 取締役（監査等委員会設置会社にあつては、監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役）、会計参与、監査役又は執行役ごとの報酬等の総額（当該報酬等の全部又は一部が業績連動報酬等（会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績連動報酬等をいう。以下同じ。）又は非金銭報酬等（会社法施行規則第98条の5第3号に規定する非金銭報酬等をいう。以下同じ。）である場合には、業績連動報酬等の総額、非金銭報酬等の総額及び業績連動報酬等以外の報酬等の総額。）及び現に支給対象となつた人数を記載すること。ただし、会社法施行規則第121条第4号ロ又はハにより、適宜設欄のうえ記載することもできる。また、同条第5号に規定する報酬等についても記載すること。

3 報酬等が業績連動報酬等を含む場合には、次に掲げる事項についても欄外に記載すること。

① 当該業績連動報酬等の額又は数の算定の基礎として選定した業績指標（会社法施行規則第98条の5第2号に規定する業績指標をいう。以下同じ。）の内容及び当該業績指標を選定した理由

② 当該業績連動報酬等の額又は数の算定方法

③ 当該業績連動報酬等の額又は数の算定に用いた①の業績指標の数値

4 報酬等が非金銭報酬等を含む場合には、当該非金銭報酬等の内容についても欄外に記載すること。

5 報酬以外の金額（非金銭報酬等を除く）については、その金額を「報酬等」の欄に括弧内書すること。

6 [略]

7 会社役員の報酬等についての定款又は株主総会の決議による定め

がある場合には、当該定款の定めを設けた日又は当該株主総会の決議の日、当該定めの内容の概要及び当該定めに係る会社役員の数に欄外に記載すること。会社役員に対する定款又は株主総会で定められた報酬限度額を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

8 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

9 会社法第361条第7項の方針又は同法第409条第1項の方針を定めるときは、当該方針の決定の方法、当該方針の内容の概要及び当該事業年度に係る取締役（監査等委員であるものを除き、指名委員会等設置会社にあつては、会社法404条第2項第1号に規定する執行役等）の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会（指名委員会等設置会社にあつては、報酬委員会）が判断した理由を記載すること。

10 各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針（9に規定する方針を除く。）を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、監査役会設置会社（公開会社であり、かつ、大会社であるものに限る。）であつて金融商品取引法第24条第1項の規定によりその発行する株式について有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならないもの、監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社でない銀行持株会社については、記載を省略することができる。

11 取締役会から委任を受けた取締役その他の第三者が当該事業年度に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬等の内容についての決定の全部又は一部を決定したときは、その旨を欄外に記載するとともに、当該委任を受けた者の氏名並びに当該内容を決定した日における銀行における地位及び担当、委任された権限、権限を委任した理由、権限が適切に行使されるようにするための措置を講じた場合にあつては、その内容を欄外に記載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

載すること。ただし、指名委員会等設置会社にあつては、記載を要しない。

6 会社役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役、会計参与、監査役又は執行役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

7 各会社役員報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針を定めているときは、当該方針の決定の方法及びその方針の概要を記載すること。ただし、当該事業年度の末日において、指名委員会等設置会社でない銀行持株会社については、記載を省略することができる。

[加える。]

[加える。]

(3) 責任限定契約

【表略】

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

(4) 補償契約

イ 在任中の会社役員との間の補償契約

会社役員の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 補償契約とは、会社法第430条の2第1項に規定する契約をいう。以下同じ。
- 2 会社役員は、銀行持株会社との間で補償契約を締結している役員のうち、直前の定時株主総会の終結の日の翌日以降に在任していた取締役、監査役又は執行役を記載すること。
- 3 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によつて当該会社役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会社役員の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(3) 責任限定契約

【同左】

(記載上の注意)

会社役員（取締役又は監査役に限る。）と銀行持株会社との間で責任限定契約（会社法第427条第1項の契約をいう。以下同じ。）を締結しているときは、当該契約の内容の概要（当該契約によつて当該会社役員の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

【加える。】

(記載上の注意)

- 1 会社役員は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた役員（取締役、監査役又は執行役に限り、当該事業年度前に退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 当該補償契約に基づいて当該会社役員に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号の費用を補償した銀行持株会社が、当該事業年度において、同号の職務の執行に関し、当該会社役員に責任があること又は当該会社役員が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨
 - ② 当該事業年度において、銀行持株会社が当該会社役員に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号の損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

会社役員の氏名又は名称	被保険者の範囲	契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行持株会社が、保険者との間で役員等賠償責任保険契約（会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する保険契約をいう。）を締結している場合に、該当事項を記載すること。
- 2 「契約の内容の概要」には、役員等賠償責任保険契約の概要（被保険者によって実質的に保険料が負担されている場合にあつては、その負担割合、填補の対象とされる保険事故の概要及び当該役員等賠償責任保険契約によって被保険者である銀行持株会社の役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

[加える。]

3 社外役員に関する事項
(記載上の注意)

[略]

(1) [略]

(2) 社外役員の主な活動状況

[表略]

(記載上の注意)

1 [略]

2 「取締役会における発言その他の活動状況」には、以下の事項を記載すること。

〔①・② 略〕

③ 当該社外役員が社外取締役であるときは、果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要 (①及び②に掲げる事項を除く。)

(3) 社外役員に対する報酬等

[表略]

(記載上の注意)

〔1～3 略〕

4 銀行持株会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [略]

(4) [略]

4 当社の株式に関する事項
〔(1)～(3) 略〕

④ 役員保有株式

	株式を有する者の人数	株式の種類及び種類ごとの数
取締役 (監査等委員であるもの及び社外役員を除き、執行役を含む。)		

3 社外役員に関する事項

(記載上の注意)

[同左]

(1) [同左]

(2) 社外役員の主な活動状況

[同左]

(記載上の注意)

1 [同左]

2 [同左]

〔①・② 同左〕

[加える。]

(3) 社外役員に対する報酬等

[同左]

(記載上の注意)

〔1～3 同左〕

4 銀行持株会社の社外役員に対する退職慰労金及び役員賞与金は、欄外に取締役と監査役を区分してそれぞれ金額を記載すること。

5 [同左]

(4) [同左]

4 当社の株式に関する事項
〔(1)～(3) 同左〕
[加える。]

社外取締役（監査等委員であるものを除き、社外役員に限る。）		
監査等委員である取締役		
会計参与及び監査役		

（記載上の注意）

当該事業年度中に銀行持株会社の会社役員（当該事業年度の末日において在任している者に限る。）に対して当社が交付した当社の株式（職務執行の対価として交付したものに限り、当社が会社役員に対して職務執行の対価として募集株式と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに交付した当社の株式を含む。）がある場合には、株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）及び株式を有する者の人数を記載すること。

5 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等
 [表略]
 （記載上の注意）

1 [略]

2 新株予約権等は、銀行持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等に限る、銀行持株会社が会社役員に対して職務執行の対価として募集新株予約権と引換えにする払込みに充てるための金銭を交付した場合において、当該金銭の払込みと引換えに銀行が交付したものを含む。

(2) [略]

6 会計監査人に関する事項

- (1) [略]
 (2) 責任限定契約
 [表略]
 （記載上の注意）
 会計監査人と銀行持株会社との間で締結している責任限定契約の内容（当

5 当社の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当社の会社役員が有している当社の新株予約権等
 [同左]
 （記載上の注意）
- 1 [同左]
- 2 銀行持株会社が職務執行の対価として交付した新株予約権等（会社法施行規則第2条第3項第14号に規定する新株予約権等をいう。以下同じ。）に限り記載すること。

(2) [同左]

6 会計監査人に関する事項

- (1) [同左]
 (2) 責任限定契約
 [同左]
 （記載上の注意）
 会計監査人と銀行持株会社との間で締結している責任限定契約の内容（当

該契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれぬようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

(3) 補償契約

イ 在任中の会計監査人との間の補償契約

会計監査人の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

- 1 銀行持株会社が、会計監査人との間で補償契約を締結している場合に記載すること。
- 2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要(当該補償契約によつて当該会計監査人の職務の執行の適正性が損なわれぬようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)を記載すること。

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計監査人の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計監査人は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた会計監査人(当該事業年度前に退任した者を含む。)のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。

- ① 当該補償契約に基づいて当該会計監査人に対して会社法第430条の
- 2 第1項第1号の費用を補償した銀行持株会社が、当該事業年度にお

該契約によつて当該会計監査人の職務の適正性が損なわれぬようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。)の概要を記載すること。

[加える。]

いて、同号の職務の執行に関し、当該会計監査人に責任があること又は当該会計監査人が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨

② 当該事業年度において、銀行持株会社が当該会計監査人に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号の損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

(4) [略]

[7～10 略]

11 会計参与に関する事項

(1) 責任限定契約

[表略]

(記載上の注意)

会計参与と銀行持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。

(2) 補償契約

イ 在任中の会計参与との間の補償契約

会計参与の氏名	補償契約の内容の概要

(記載上の注意)

1 銀行持株会社が、会計参与との間で補償契約を締結している場合に記載すること。

2 「補償契約の内容の概要」には、補償契約の内容の概要（当該補償契約によって当該会計参与の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）を記載すること。

(3) [同左]

[7～10 同左]

11 会計参与に関する事項

[加える。]

[同左]

(記載上の注意)

会計参与と銀行持株会社との間で責任限定契約を締結しているときは、当該契約の内容（当該契約によって当該会計参与の職務の適正性が損なわれないようにするための措置を講じている場合にあつては、その内容を含む。）の概要を記載すること。
[加える。]

ロ 補償契約の履行等に関する事項

会計参与の氏名	補償契約の履行等に関する事項

(記載上の注意)

- 1 会計参与は、銀行持株会社との間で補償契約を締結し又は締結していた会計参与（当該事業年度前に退任した者を含む。）のうち、該当事項のある者を記載すること。
- 2 「補償契約の履行等に関する事項」には、次に掲げる事項を記載すること。
 - ① 当該補償契約に基づいて当該会計参与に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 1 号の費用を補償した銀行が、当該事業年度において、同号の職務の執行に関し、当該会計参与に責任があること又は当該会計参与が法令に違反したことが認められたことを知ったときは、その旨
 - ② 当該事業年度において、銀行持株会社が当該会計参与に対して会社法第 430 条の 2 第 1 項第 2 号の損失を補償したときは、その旨及び補償した金額

12 [略]

12 [同左]

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。